

前回審査会（平成 30 年 10 月 4 日）における指摘事項並びに都市計画決定権者及び事務局の見解

番号	指摘事項	都市計画決定権者及び事務局の見解
1	事業実施想定区域は貴重な樹林地と思われるが、なぜここに施設を建設するのか。	<p data-bbox="300 1350 331 1507"><事務局></p> <ul data-bbox="343 134 702 1507" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="343 134 427 1507">・ 愛知県ごみ焼却処理広域化計画の経緯及び尾張北部ブロックごみ焼却処理広域化の経緯は別紙 1 のとおりです。 <p data-bbox="438 1193 470 1507"><都市計画決定権者></p> <ul data-bbox="481 134 970 1507" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="481 134 702 1507">・ 平成 20 年 9 月に 2 市 2 町が 1 カ所ずつ建設候補地を提示した際、江南市は候補地として今回決定した中般若町北浦地区を第 1 小ブロック会議に提示しましたが、新ごみ処理施設建設候補地検討委員会で検討した結果、平成 22 年 5 月、第 1 小ブロック会議は犬山市の候補地（池野地区）を候補地に決定しました。しかし、地元調整が難航し、さらには周辺自治体の反対もあつたことから進展せず、膠着（凍結）状態となりました。 <li data-bbox="710 134 970 1507">・ そのような状況で、既存施設がそれぞれ稼働後 30 年以上経過しており、老朽化が進み毎年多額の修理費が必要となつている現状から、2 市 2 町のごみ処理を今後も引き続き安心して行っていくためには、新たな施設の建設に目的をつける必要があり、2 市 2 町のごみ処理をこれ以上先送りできないという状況も踏まえ、江南市が、構成市町の中で最もごみを出すにも関わらず、広域の処理施設が 1 つもないことから、10 万人都市としての責任を果たすため、建設の受入れを表明しました。 <ul data-bbox="981 134 1380 1507" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="981 134 1109 1507">・ その後の経緯については、配慮書 7 ページから 8 ページの記載のとおりですが、江南市における候補地の絞り込みにおいては、市内 5 か所の候補地の中から、アクセスや近隣の住居の状況、運搬経費の安さ等を踏まえ、中般若町北浦地区が最も優位性が高いと判断しています。 <li data-bbox="1117 134 1380 1507">・ 本事業における事業実施想定区域は二次林及び耕作地となつていますが、これらは乾燥し水域は見られず、また、周辺には市街地が広がっていることから、人為的な改変を受けていない自然環境または野生生物の重要な生息・生育の場にはなつていないと考えています。しかし、方法書以降の段階で詳細な調査を行い、その結果を踏まえ必要な環境保全措置を検討してまいります。また、事業実施想定区域内の改変面積についても、できる限り小さくし保全が可能な分については極力保全を図るよう配慮してまいります。

番号	指摘事項	都市計画決定権者の見解
2	<p>186 ページの写真に民家が写っている。事業実施想定区域の西側エリアは別事業で活用されるということであるが、この民家は撤去されるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域が位置する中般若町北浦地内は、江南市の地元から一括買い上げの要望が提出されているため、民家の含まれる西側エリアについても、一括して買い上げ、活用方法を検討します。また、民家については、撤去する方向で検討します。
3	<p>煙突の高さが51mであり、他事例よりも低いとのことであるが、仮に煙突高さが59mだった場合、影響の程度はどの程度であるか、比較して示されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 煙突高さを59mとした場合の予測結果は別紙2のとおりです。煙突高さが51mと59mの場合の予測結果を比較した結果、煙突高さ59mの値は、煙突高さ51mの場合に比べ若干値が小さくありませんが、ほとんど違いはみられず、どちらも環境基準を下回っていると評価します。 なお、審査会での指摘にもありましたが、建物高さに対して煙突高さが比較的低い場合には、特殊な気象条件下における高濃度の影響が懸念されるため、方法書以降では短期的影響についても予測・評価を行うこととしており、その結果も踏まえて保全措置の検討を行うてまいります。

尾張北部ブロックのごみ焼却施設の広域化の経緯について

1 愛知県ごみ焼却処理広域化計画の経緯

年月	内容
平成 9 年 5 月	<p>旧厚生省が都道府県に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主にごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、都道府県はごみ処理の広域化計画を策定すること（焼却能力に関し、ごみ焼却施設を最低でも 100t/日以上、将来的には 300t/日以上に集約すること）
平成 10 年 10 月	<p>愛知県ごみ焼却処理広域化計画策定（平成 10 年度～平成 19 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却能力 100 t/日以上を基準として県内を 24 ブロックに、また、焼却能力 300 t/日以上を基準として県内を 13 ブロックに区割りし、最終的に焼却能力が 300 t/日以上になるよう、ごみ焼却施設の集約化を図る。 ・尾張北部ブロックは、100 t/日以上を基準とする場合は、犬山市と江南丹羽環境管理組合の施設を集約化し、300 t/日以上を基準とする場合は、さらに小牧岩倉衛生組合の施設も集約化する、と記載。
平成 21 年 3 月	<p>第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成 20 年度～平成 29 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次計画の計画期間満了により策定（国から新たな通知は無し） ・第 1 次計画で焼却能力 100 t/日以上の集約化については概ね達成されたため、焼却能力 300 t/日以上を基準とした 13 ブロックでの集約を図る。 ・尾張北部ブロックは、平成 27 年度に小牧岩倉衛生組合の施設を更新し、平成 30 年度以降に犬山市と江南丹羽環境組合の施設を集約化、最終的には両施設を統合することにより 1 施設への集約化を目指す、と記載。
平成 30 年度	<p>環境省は広域化・集約化の考え方及び具体的な事例等について取りまとめを行い、広域化に関する新たな通知を出す予定 →県としては環境省の通知を確認した上で、今後の対応を検討</p>

2 尾張北部ブロックのごみ焼却処理広域化の経緯

年月	内容
平成 13 年 8 月	尾張北部 4 市 2 町（小牧市、岩倉市、犬山市、江南市、大口町、扶桑町）助役会議で、広域ごみ焼却施設の建設候補地として、 犬山市のごみ焼却施設が設置されている塔野地地区を選定
平成 14 年 8 月	犬山市塔野地地区から、現ごみ焼却施設建設時に締結した「現在地では増改築をしない」との協定により、反対の表明 → 犬山市塔野地地区の建設を断念
平成 14 年 11 月	尾張北部地域ごみ焼却処理広域化ブロック会議（以下「広域化ブロック会議」という。）設置
平成 15 年 2 月	建設候補地として、 犬山市善師野地区を再選定
平成 15 年 11 月 平成 16 年 1 月	建設候補地に隣接する善師野台団地の町内会は反対を表明。知事に対して、2 度に亘り、建設反対の要望書を提出。
平成 16 年 10 月	広域化ブロック会議で、 4 市 2 町の広域ごみ焼却施設の建設は、困難であることを確認。
平成 17 年 11 月	広域化ブロック会議で、将来的には 4 市 2 町で 1 施設の建設を目指す。当面、「江南市、犬山市、大口町及び扶桑町の 2 市 2 町」と「小牧市及び岩倉市の 2 市」の 2 つに分け、それぞれ施設を建設することで合意。

○第1小ブロック（江南市、犬山市、大口町、扶桑町）

年月	内容
平成18年11月	第1小ブロック会議設置
平成22年5月	2市2町首長会で、候補地を犬山市池野地区に決定 →地元住民が反対
平成24年12月	江南市長が江南市中般若町北浦地区を候補地として提案
平成25年2月	2市2町首長会で、江南市内で建設を目指すことに決定。江南市が責任を持って地元同意を得るものとし、同意が得られた時点でブロック会議の建設地とする。
平成26年3月	2市2町首長会時点での地元の状況 ・江南市の地元3地区（中般若、般若、草井）については賛同等が多数 ・扶桑町の地元3地区（小淵、南山名、山那）のうち小淵については反対が多数
平成27年11月 平成28年1月 平成28年3月	4首長と地元住民との意見交換会を3回開催
平成28年3月	2市2町首長会で、新ごみ処理施設の建設地を江南市中般若町北浦地内に決定
平成28年6月 平成28年10月	4首長出席で扶桑町小淵区地元説明会、江南市3区合同地元説明会、扶桑町南山名区・山那区合同地元説明会、扶桑町小淵区地元説明会（第2回）を開催
平成29年4月	尾張北部環境組合設立

○第2小ブロック（小牧市、岩倉市）

年月	内容
平成18年6月	第2小ブロック会議設置
平成24年11月	一般廃棄物処理施設設置届出提出
平成27年度	供用開始（施設更新）（平成27年3月22日竣工式）

- 煙突高さを変えた場合の予測結果は以下のとおりです。

【煙突高さ 59mとした場合】

項目	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値 または 年間98%値	最大着地 濃度 出現距離
二酸化硫黄 (ppm)	0.004	0.0004	0.0044	0.0084	約1.6km
二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.0011	0.0121	0.0237	約 1.6km
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.018	0.0001	0.0181	0.0440	約 1.6km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.014	0.0004	0.0144	—	約 1.6km

【煙突高さ 51mとした場合】

項目	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値 または 年間98%値	最大着地 濃度 出現距離
二酸化硫黄 (ppm)	0.004	0.0005	0.0045	0.0085	約1.5km
二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.0012	0.0122	0.0239	約 1.5km
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.018	0.0001	0.0181	0.0440	約 1.5km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.014	0.0005	0.0145	—	約 1.5km

【環境基準】

項目	単位	環境基準
二酸化硫黄	ppm	1時間値の1日平均値が0.04以下
二酸化窒素	ppm	1時間値の1日平均値が0.04から 0.06までのゾーン内またはそれ以下
浮遊粒子状物質	mg/m ³	1時間値の1日平均値が0.10以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	年間平均値が0.6以下